



飲酒運転の根絶！！



飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

これまで、飲酒運転の厳罰化や行政処分の強化がされてきましたが、未だ飲酒運転の根絶には至っておらず、この湯布院町でも飲酒運転による交通事故等が発生しています。

飲酒運転は、お酒を飲んで車を運転した人だけでなく、一緒に車に乗っていた人、車を貸した人、お酒を提供した人も罰せられます。

これから年末が近づき、お酒を飲む機会が増えますが、一人ひとりが「飲酒運転を許さない」との強い意志を持ち、湯布院から、そして、大分県から飲酒運転を根絶しましょう。

なぜ飲酒運転は危険なのか？



アルコールは少量でも脳の機能を麻痺させるからです。

一般に、「酔う」とは血液中のアルコール濃度が高くなることにより、脳が麻痺することを言います。

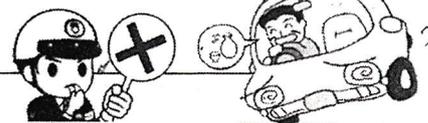
このように、「酔った」状態では、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下している状態となっています。



(例) 気が大きくなり、スピードを出しすぎる。

危険察知が遅れたり、ブレーキを踏むまでの時間が長くなる。

飲酒運転は罰も重たい！！



(1) 酒酔い運転

免許取消し(欠格期間3年) ※欠格期間:免許を再取得することの出来ない期間のこと。

- ＜罰則＞ ・運転者、車両等の提供者:**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**
- ・酒類の提供者、車両の同乗者:**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

(2) 酒気帯び運転

【呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓから0.25mg/ℓ未満】⇒**免許停止90日**

【呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上】⇒**免許取消し(欠格期間2年)**

- ＜罰則＞ ・運転者、車両等の提供者:**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- ・酒類の提供者、車両の同乗者:**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

※ただし、上記の欠格期間、免許停止期間は、前歴やその他の累積点数がない場合の期間です。

～犯罪被害に遭われた方への支援について～



犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めて頂くため、11月25日～12月1日の間は、**犯罪被害者支援週間**となっています。

大分県警察では、相談窓口を設け、被害者の方からの様々な相談に応じています。

また、診断書料等を公費負担する施策も行っていますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】大分県警察本部広報課犯罪被害者支援室 **097-536-2131**

大分南警察署の担当窓口(総務課) **097-542-2131**